

鶏卵の流通状況及び家きん関連施設の鳥インフルエンザ対応状況に関する調査

西部家畜保健衛生所尾張支所 柘植亜衣子^{つげあいこ}ほか

1 はじめに

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、原則として、発生農場を中心とした半径 3km 以内の区域について、家きん等の移動を禁止する区域（以下、移動制限区域）が設定され、農場からの卵の出荷が制限される。また、原卵を取り扱う GP センター、液卵加工場及び食鳥処理場（以下、関連施設）が移動制限区域内に位置していた場合には、新たな食用卵や家きんの受け入れを停止する必要がある。農場においては鳥インフルエンザの検査で陰性であれば、GP センターに出荷することができ、直接販売の場合は洗浄・消毒を行った上で販売することができるようになる。また、関連施設においては、国指針に基づく再開要件を全て満たすことができれば、事業を再開することができる。今回、畜産業だけでなく、流通業等への影響について調査するため、管内における 100 羽以上の家きん飼養者（以下、農家）34 戸の鶏卵の出荷先調査及び年間鶏卵取扱量が上位の原卵取扱施設（以下、施設）7 か所と、食鳥処理場 1 か所が再開要件を満たしているかを調査した。

2 調査結果

鶏卵の出荷先調査では、GP センターを通さない直接販売のみを行う農家は 34 戸中 11 戸（32.3%）であった。うち 1,000 羽～5,000 羽の中規模農家は 5 戸（14.7%）であり、直接販売を行う農家の約半数を占める中規模農家は、移動制限区域内に位置した場合に販売前の洗浄・消毒といった対応が特に大変になることが予測された。

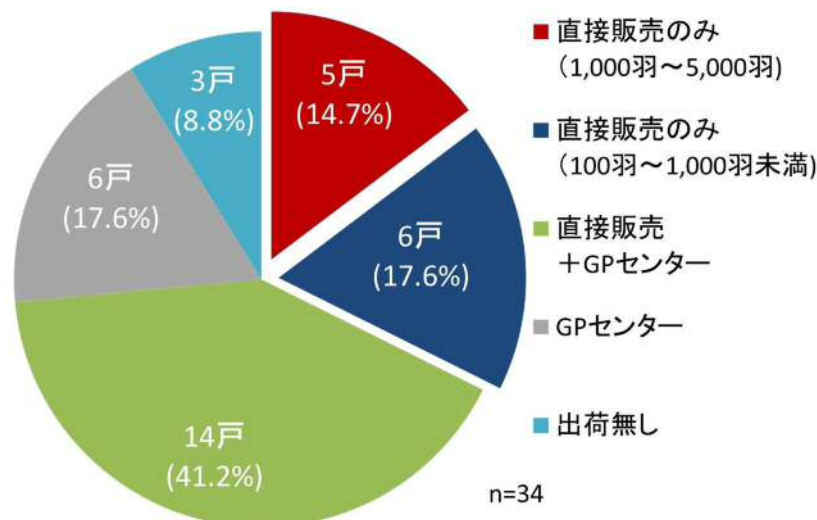


図 鶏卵出荷先調査結果及び直接販売のみを行う農家の飼養羽数別内訳

また、施設調査の結果、調査を行った 7 か所中、再開要件を満たしていたのは 1 か所のみ

であった。最も対応困難な施設が多かった要件はトレー等の消毒で、現時点では使用前の消毒設備がなく、入荷から洗卵室までに消毒槽などの設備を設置するスペースがないため、設備の増設等が必要となり対応が難しい施設が2か所あった。

施設	A	B	C	D	E	F	G
区分	GP	GP	GP	GP+液卵	液卵	液卵	液卵
衛生管理マニュアル	○	△	○	○	○	×	○
車両消毒	○	△	○	○	○	△	○
野鳥対策	○	○	○	○	○	○	○
原卵と製品が接触しない	△	○	○	○	○	○	○
定期的な清掃・消毒	○	○	○	○	○	△	○
専用の作業着等	○	△	○	○	○	○	○
農場毎の運搬・管理記録	△	△	△	○	△	△	○
トレー等の消毒	△	△	△	×	△	○	×

○:実施済み、△:対応可能、×:対応困難

表 原卵取扱施設における再開要件確認結果

なお、食鳥処理場1か所は再開要件を満たしていることを確認できた。

3 まとめ

少しでも早く出荷を再開するためには、直接販売を行う農家が多いことから、事前に鳥インフルエンザ発生時に洗浄・消毒が必要であることを周知し、対応できるような準備を指導していく必要性が判明した。また、今回の調査を行った施設は、再開要件を知らない施設が多く、設備的にすぐに対応するのは難しいという施設もあった。昨年度、国からの事務連絡により、液卵加工場等で再開要件を事前に確認した内容を基に国と事前に協議することで、発生時には電話等による再確認で早期の再開措置を受けることができるという通知がされた。そのため、今後は早期再開を希望する施設ができるだけ速やかに事前協議を始められるように、増設が必要な消毒設備などに関して情報提供を密に行い、鳥インフルエンザ発生時の影響が最小限となるよう指導していきたい。